

## 防犯カメラ 移設費用補助に関する陳情

### [願意]

船橋市防犯カメラ設置費補助事業で、既設の防犯灯の下に設置された防犯カメラ3台を防犯灯の上方に移設する、に要した費用の50% 16,700円を補助願いたい。

### [理由]

- 1 防犯カメラが、防犯灯の光を遮り、暗がりを生じさせていました。これを解消する為の移設工事でした。
- 2 道路法が定める道路占用許可基準（4.5メートル以上）違反状態も解消しました。
- 3 “防犯カメラを防犯灯の下に設置する”は、東電の電柱共架技術基準違反であることが判明し、施工会社に改修を申し入れましたが、拒まれました。市民安全推進課に施工会社への指導をお願いしましたが、課の回答は「両者で話し合っ」てでした。
- 4 訴訟に及びましたが、施工会社に対する損害賠償請求は棄却されました。その理由は、施工会社との契約書に、カメラを取り付ける高さの取り決めが無い、でした。
- 5 横浜市では、防犯カメラ補助金制度の手引書で「防犯灯がついている電柱へカメラを設置する場合は防犯灯より上部に設置してください。防犯灯の光を遮るため、防犯灯より下部へは設置できません（補助対象外となります）」と注意喚起しています。電柱共架についても情報を提供しております。船橋市にはどちらもありません。私達素人集団の町会では、専門的な情報は“市”に依る処、大です。適切な指導を頂けていれば、当該紛争は、未然に防ぐことが出来た、と考えます。
- 6 移設費用は補助対象外、とされましたが、船橋市防犯カメラ設置及び運用基準の第9条では「設置団体は、防犯カメラの設置等に関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」としています。“防犯カメラによって暗くなった”との指摘を“苦情”と捉え移設工事をした、とご理解ください。

上記の諸事情を勘案して頂きたくお願い致します。

補助申請額は、①高所作業車のレンタル料 ②道路占用許可願い手数料 ③防犯灯を下に移すための電線の延長工事で、他の電気工事業者への支払い、に限りました。